

# 令和6・7年度 美郷町小規模修繕等契約希望者登録 申請書提出要項【定期】

## 1 制度の目的

本制度は、美郷町の入札参加資格者名簿（指名願）への登録が困難な町内の小規模事業者を登録し、小規模な修繕等の発注に際し積極的に活用することにより、当該事業者の受注機会を確保するとともに、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

## 2 対象となる契約

小規模な修繕等の契約の対象は、その内容が軽易かつ履行が容易であると認められるもので、契約金額が税込50万円未満のものであります。

### 修繕等の種類

- ①大工 ②ガラス・サッシ ③畳 ④建具、木製品修理・再生 ⑤装飾、敷物
- ⑥塗装 ⑦左官・タイル ⑧建築板金 ⑨電気設備 ⑩給排水衛生設備
- ⑪鋼構造物 ⑫造園・林業 ⑬シャッター ⑭農機具、機械等修理 ⑮土木 ⑯その他

## 3 登録できる事業者

- (1) 町内に主たる事業所を有する者
- (2) 町内に住所を有する者

※建設業許可の有無、経営組織、作業員数等は問いませんが、希望する業種に関連する技術者資格等を有している必要があります。また、希望業種については、自ら施工できる内容のものに限ります。

## 4 登録できない事業者

- (1) 町内に主たる事業所又は住所を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ていない者
- (3) 美郷町入札参加資格者名簿（指名願）に登録されている者
- (4) 希望する業種についての技術者資格等を有しない者
- (5) 公共発注の相手方として不相当と認められる者
- (6) 町税や公共料金を滞納している者
- (7) 希望業種について自ら施工できないと認められる者

## 5 登録者の取り扱い

登載された事業者は、美郷町が発注する小規模な修繕等の発注に際し、見積依頼先の対象となり得ますが、名簿登載をもって業者選定や契約をお約束するものではありませんので、この点ご了承のうえ申請してください。

## 6 契約保証金

名簿に登載された事業者と小規模な修繕等の契約を締結する場合は、契約保証金を免除します。

## 7 提出書類

申請書類は、美郷町役場 1 階総務課管財班窓口で配布しています。  
また、美郷町ホームページでダウンロードできます。

法人の場合	個人の場合
① 申請書	① 申請書
② 履歴事項全部証明書 ※発行後 3 か月以内。写し可	② 住民票 ※発行後 3 か月以内。写し可
③ 町税の納税証明書（直近 1 年分） ・法人住民税、固定資産税、軽自動車税 ※発行後 1 か月以内。写し可	③ 町税の納税証明書（令和 5 年度分） ・住民税、固定資産税、国民健康保険税、 軽自動車税 ※発行後 1 か月以内。写し可
④ 希望業種に係る技術者資格等を証明できる書類の写し ※建設業許可、各種資格等	④ 希望業種に係る技術者資格等を証明できる書類の写し ※建設業許可、各種資格等
⑤ 町税等未納有無調査承諾書	⑤ 町税等未納有無調査承諾書

※資格証等を紛失された場合は、発行元の団体へお問合せください。

※「町税等未納有無調査承諾書」は、名簿登載後、納税状況について定期的に調査することをご承諾いただくためのものです。

## 8 受付期間及び受付時間

令和 6 年 2 月 5 日（月）～令和 6 年 3 月 6 日（水） ※平日のみ  
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

## 9 受付場所

美郷町役場 1 階 総務課管財班窓口

## 10 登録の有効期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 ※2 年間  
※令和 4・5 年度登録事業者も新たに登録申請が必要です。

## 11 問い合わせ先

美郷町役場総務課管財班 電話 0187-84-1111（内線 1213・1219）